

## 高砂市新生児聴覚検査費助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新生児期における聴覚検査（以下「検査」という。）に係る費用について、その一部を助成することにより、新生児期における聴覚障害の早期発見及び新生児期における聴覚障害への早期の対応を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 検査に係る費用の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、検査時において次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 生後6箇月までの乳児の保護者であること。
- (2) 乳児が住民基本台帳法（昭和24年法律第81号）第5条の規定により高砂市の住民基本台帳に記録されていること。

2 前項の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、助成対象者とすることができる。

### (対象となる検査)

第3条 この要綱による助成の対象となる検査は、別表の検査内容の欄に掲げる検査とする。

2 前項の規定にかかわらず、保険診療として行われる検査は、助成の対象としない。

### (助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成対象者に係る乳児について、前条第1項に規定する検査に要する費用の額とする。ただし、別表の検査内容の欄に掲げる区分に応じ、同表の上限額の欄に定める額を限度とする。

### (助成券の交付等)

第5条 市長は、助成対象者に対し、高砂市新生児聴覚検査費助成券（様式第1号。以下「助成券」という。）を交付する。

2 助成券の交付を受けた助成対象者は、協力医療機関（病院、診療所又は助産所（以下「医療機関等」という。）のうち検査を実施するものとして

市長が認める医療機関等をいう。)に助成券を提出することにより、検査を受けるものとする。

(償還払いによる助成)

第6条 前条の規定にかかわらず、助成券を使用せず検査を受診した場合又は協力医療機関以外の医療機関等で検査を受診した場合は、償還払いにより助成を行うことができる。

2 前項の規定により助成を受けようとする者は、乳児の出生の日から6箇月以内に、高砂市新生児聴覚検査費支給請求書(償還払い用)(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、乳児の出生の日から6箇月を越えて請求することができる。

(1) 未使用の助成券

(2) 母子健康手帳又は検査結果が分かるもの

(3) 領収書(受診日、検査料等が明記された受診した医療機関等が発行したもの)

3 市長は、前項の規定による請求があった場合は、速やかに内容の審査を行い、適当と認めるときは、支給決定後、30日以内に助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の行為によって助成を受けた者に対し、当該助成に係る助成金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に生まれた乳児について適用する。

別表（第3条、第4条関係）

検査内容	上限額
ABR（聴性脳幹反応検査）又は AABR（自動聴性脳幹反応検査）	5,500 円
OAE（耳音響放射検査）	2,000 円